

## 亀山市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要について

### 1 事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

### 2 事業の実施日

令和8年4月1日

### 3 実施主体

亀山市

### 4 実施方法

#### (1) 対象となる子ども

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもとする。認可外保育施設に通っている生後6か月から満3歳未満の子どもは対象とするが、企業主導型保育施設に通っている生後6か月から満3歳未満の子どもは対象外とする。

#### (2) 利用可能時間

対象となる子どもの利用時間は、子ども一人当たり月10時間を上限とし、1時間単位で事業が利用できる。

#### (3) 実施事業所

亀山市立第一愛護園

#### (4) 実施事業所における事業内容

##### ①利用方式

利用する曜日や時間帯を固定せず、子どもの状況や保護者ニーズに合わせた柔軟な利用方式（柔軟利用）とする。

##### ②実施方式

事業の定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行う一般型事業（在園児合同型）とする。

##### ③開所日及び開所時間

平日の午前9時から11時まで及び正午から午後4時までとする。

##### ④利用人数

1時間当たり最大5名とする。

##### ⑤給食等の提供

給食及びおやつを提供は行わない。ただし、お茶の提供は行い、未開封の飲料（育児用ミルクを含む。）及び市販菓子の持参は可能とする。

(5) 利用の認定

事業の利用を希望する子どもの保護者は、市長に対し認定申請を行い、市長はこれを審査し、認定する。認定した場合、市長は事業の支給認定証を発行する。

(6) 事前面談

事業の利用の認定を受けた子どもの保護者は、事業を利用する前に、利用を希望する実施事業所において面談を受け、実施事業所は、事業の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、子どもの特徴や保護者の意向等を把握する。

(7) 利用の予約

実施事業所における面談の後、事業の利用を希望する子どもの保護者は、希望する利用時間の予約を行う。

(8) 利用料

「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例」及び「亀山市認定こども園条例」の一部を改正し、規則で定める旨を規定する。※令和8年3月議会に提出予定。

なお、国の示す利用料は、子ども1人につき1時間当たり300円程度を標準とする。

(9) 利用料の納付

事業を利用する子どもの保護者は、事業を利用した日にその日分の利用料を市に納付する。

(10) 利用料の減免

「亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例」及び「亀山市認定こども園条例」の一部を改正し、市長が特に必要と認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる旨を規定する。※令和8年3月議会に提出予定。

(11) 広域利用

亀山市で事業の利用の認定を受けた子どもは、市外の実施事業所も利用することができる。また、市外で事業の利用の認定を受けた子どもは、亀山市内の実施事業所も利用することができる。

5 今後のスケジュール

	令和8年								
	2月			3月			4月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
条例改正（事業の利用料）									
利用者への申請方法等の周知（市HPほか）									
4(5)「利用の認定」申請受付									
支給認定証の発行									
4(6)「事前面談」の予約									
事前面談の実施									
4(7)「利用の予約」									
事業の利用									

4(5)から(7)の「利用の認定」、「事前面談」及び「利用の予約」は、こども家庭庁が提供する『総合支援システム』による電子申請で手続を行う準備を進めている。